協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。）

・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

イ）簡易な施工計画の評価について

評価項目　大項目　③　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　性能・機能

小項目　品質管理

評価指標　供用中道路の固定規制内での狭小ヤードにおけるアスファルト舗装工の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。※アスファルト混合物の配合の変更又は混合材の添加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不可とする。

評価項目　大項目　④　社会的要請に関する事項

中項目　特別な安全対策

小項目　安全対策

評価指標　供用中道路の固定規制内での狭小ヤードにおける現場従事者及び第三者に対する安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

技術提案は、評価項目毎に２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。技術提案が１提案もない場合は不適格とする。なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不可とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不可とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不可とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・技術提案の実施に際して第三者協議が必要となる場合

・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。

・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合

・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

技術提案の評価基準は下記のとおりとする。

優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可：技術提案は適切であるが、「優・良」に該当しない。

不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。

減点（不採用）：明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑶　評価点の付与方法　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可／減点又は有／無を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

ア）企業の評価について

【判定方式】

①　企業体制

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点

・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

②　企業の施工実績

・技術評価点（20点）有20点・無０点

・総合評価点算出用（α：0.1）有２点・無０点

イ）簡易な施工計画の評価について

【判定方式】

③　品質管理

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－7.5点

・総合評価点算出用（α：0.1）優３点・良1.5点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－0.75点

④　安全対策

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－7.5点

・総合評価点算出用（α：0.1）優３点・良1.5点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－0.75点

評価項目の評価については、各提案の平均値により評価する。

（評価例）

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.50点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案の評価点が30（優）１提案のみの場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15.00点

Ｃ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が15（良）・－7.5（減点）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝7.5（点）／２（提案可能数）＝3.75点

⑷　落札者の決定方法　技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.1」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑸　⑷において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑹　施工計画の履行に関する事項　受注者の責により、技術評価資料に記載された施工計画の内容が履行されなかった場合は、請負工事成績評定点を最大５点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑺　技術提案等の採否　技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

⑻　技術提案にあたっての留意事項　技術提案の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不可又は減点とする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー11Ｆ

中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）